平成 2 0 年度特定健康診查·特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)に基づき 実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。 以下同じ。)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者 として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者と して厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。)について、日本私立学校 振興・共済事業団(以下「甲」という。別紙 1)と社団法人全日本病院協会(以下「乙」と いう。)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表 1 実施機関一覧表のとおり)から 契約に関する委任を受けた乙との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施 に関する基準(以下「実施基準」という。)」に基づき、別紙2健診等内容表のとおりとする。 2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。

(対象者)

- 第3条 特定健康診査は、実施機関に加入者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。
- 2 特定保健指導は、実施機関に加入者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者 を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に 確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果 に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や 資格喪失による途中終了も含む)する日までを有効期間とする。

(季託料)

第5条 委託料は、別紙3内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を 策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価) 終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という。)を、甲の委託を受けて決済を代行する機関(社会保険診療報酬支払基金。以下「代行機関」という。)に請求するものとする。

- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関にも所属し、かつ甲がその(他の契約とりまとめ機関との)集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者又は被扶養者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第 1 項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月 5 日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。4 第 1 項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定健康診査において、実施機関は、第3項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表(厚生労働省にて様式例を公表)を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 6 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)についても、甲が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めた

ときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月 21 日 (電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が 6 日から月末までのものは翌々月の 21 日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再審査のうえ、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第8条 実施機関において、加入者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、加入者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と 異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われない ものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間 (3~6 か月) 中に、利用者が加入者又は被扶養者の資格を喪失した場合は、甲が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。 ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営について の重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示して おり、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りでは ない。

(譲渡の禁止)

第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について 実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第 14 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表 1 「実施機関一覧表」より当該実施機関を削除し、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

委託者(甲)

日本私立学校振興·共済事業団 東京都千代田区富士見 1-10-12 理事長 鳥 居 泰 彦

受託者(乙)

社団法人全日本病院協会 東京都千代田区三崎町 3-7-12 清話会ビル 会 長 西 澤 寛 俊

委託元保険者一覧表

保険者番号	委託元保険者名	所在地	委託範囲※		
	安配几床映有石	7) 1工46	特定健 康診査	特定保 健指導	
34130021	日本私立学校振興・共済事業団	東京都文京区湯島 1丁目7番5号			

特定健康診査・特定保健指導の欄については、委託する場合に「〇」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ実施することとする。

※契約書本文における委託者 日本私立学校振興・共済事業団(甲)の住所は、主たる事務所の住所であり、上記委託元保険者一覧表の所在地は、医療保険者として登録の従たる事務所の住所である。

健診等内容表

	区 分		内容			
		既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)				
		自覚症状及び他覚症状の検査				
			身 長			
		身体計測	体重			
			腹			
			В М І			
胜		血圧	収 縮 期 血 圧			
特定		1111.)_1.	拡 張 期 血 圧			
健	基本的な健診		中 性 脂 肪			
康康	の項目	血中脂質検査	HDLーコレステロール			
診			LDL-コレステロール			
查			G O T			
		肝機能検査	G P T			
			– G T P			
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で 可)	空腹時血糖			
			ヘモグロビンA 1 c			
		尿検査	糖			
			蛋白			
	詳細な健診の 項目 (医師の 判断による追 加項目) ※	貧血検査	赤 血 球 数			
			血 色 素 量			
			ヘマトクリット値			
		心	電 図 検 査			
		眼	底 検 査			

	動機付け支援	又は ②グルー 実績i	面接1回(20分り ープ面接(8名以 平価	以上) 下)1回(80分以上) 面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手	
特定保	積極的支援	初回時面接の形態		①個別面接 1 回(20 分以上) 又は グループ面接(8 名以下)1 回(80 分 以上)	
建指		3 ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント 数	180 ポイント以上	
導			主な実施形態	支援 A、支援 B の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)を参照すること 支援 A の方法で 160 ポイント以上、支	
				援 B の方法で 20 ポイント以上、合計で 180 ポイント以上の支援を実施すること	
		終了時	評価の形態	6ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施	

特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に 基づく必要な情報を提供するものとする。

血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。

詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認める ものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施 するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われ ない)。

内訳書

区分			1 人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件		
特	基本的な健診の項目		5,250円			
定健	詳細な健診 の項目	貧血検査	2 4 2 円	(rh. = \ r+++++ //2) - 1-7		
特定健康診査	(医師の判	心電図検査	1,575円	健診実施後に一括		
且	断による追 加項目)	眼底検査	1, 176円			
	動機付け支援		5,250円	面接による支援終了後に左記 金額の8/10を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に 支払		
特定保健指導	特定保健指導		21,000円	初回時の面接による支援終了後に左記金額の4/10を支払残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払		

特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨 五入により 1 円単位とする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、 第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指導機関に関する 「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを 予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、 この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが 収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又 は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、 その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的 以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するもの とする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

実施機関一覧表

				受託業務		
健診・保健指 導機関番号	医療機関名	郵便番号	所在地	特定健康	特定保健指導	
				診査	動機付	積極的
					け支援	支援
•						

日本私立学校振興,共済事業団

特定健康診查受診券·特定保健指導利用券

特定健康診查受診券

20XX年 月 日交付

受診券整理番号

受診者の氏名 シガク タロウ

性別 男

生年月日 昭和20年7月7日

有効期限 20XX年1月31日

健診内容 • 特定健康診査

窓口での自己負担 特定健診(基本部分)負担額又

特定健診 (詳細部分) は負担率

は負担率

保険者所在地 保険者電話番号 保険者番号・名称 東京都文京区湯島1丁目7番5号

03 (3813) 5321

3 4 1 3 0 0 2 1

日本私立学校振興・共済事業団

興・共済事業団 共済事業本部 一

契約とりまとめ機関名 「(日本私立学校振興・共済事業団)集合A」

支払代行機関番号 94899010

支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

注意事項

- 1. この券の交付を受けたときには、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所 を自書してください。
 - (特定健康診査受診券結果等の送付に用います。)
- 特定健康診査を受診するときには、この券と加入者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、当事業団において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承のトー受診願います。
- 5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 加入者・被扶養者の資格が無くなったときは、10日以内にこの券を当事業団に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。+
- この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに当事業団に差し出して訂正を受けてください。

	-
住所	

特定保健指導利用券

20XX年 月 日交付

利用券整理番号

特定健康診査受診券整理番号

受診者の氏名 シガク タロウ

性別 男

生年月日 昭和20年7月7日

有効期限 20XX年3月31日

特定保健指導区分・動機付け支援

• 積極的支援

窓口での自己負担

負担額又は負担率 保険者負担上限額

保険者所在地 保険者電話番号 東京都文京区湯島1丁目7番5号 03 (3813) 5321

保険者番号·名称

3 4 1 3 0 0 2 1

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

/ 立学校振興

契約とりまとめ機関名 支払代行機関番号

「(日本私立学校振興・共済事業団) 集合A」

94899010

支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

注意事項

- 1. 特定保健指導を利用するときには、この券と加入者証を窓口 に提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
- 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けても 良いかを確認してください。
- 3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に利用してください。
- 4. 特定健康指導の実施結果は当事業団において保存し、必要に 応じ、次年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の 上、受診願います。
- 5. 保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 6. 加入者・被扶養者の資格がなくなったときは、10日以内にこの券を当事業団に返してください。
- 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役 の処分を受けることがあります。
- 8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに当事業団 に差し出して訂正を受けてください。